

日本一子どもを産み育てやすい まちを目指して

A-3

記 者 発 表 資 料
令 和 元 年 6 月 7 日

保育幼稚園課

幼児教育・保育の無償化の開始に向けたシステム改修

■ 補正予算の概要

本年10月1日開始予定の幼児教育・保育の無償化のため、必要なシステムの改修を行います。

1 無償化の概要

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- ・ 3歳～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化
- ・ 0歳～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- ・ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて月額11,300円までの範囲で無償化

(3) 認可外保育施設等※

- ・ 3歳～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額37,000円）までの利用料を無償化
- ・ 0歳～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額42,000円までの利用料を無償化

※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポートセンター事業を対象

2 スケジュール

7月、10月、翌3月の3回に分けて順次改修を実施します。

■ 補正予算額 16,509千円【県支出金】

就学前子ども・教育・保育認定事業

- ・ システム改修委託費 16,509千円